

札幌市ブロック塀等撤去工事補助事業実施要綱

平成 31 年 3 月 15 日都市局長決裁

最近改正 令和 8 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、第 4 次札幌市耐震改修促進計画（令和 8 年 3 月策定）に基づき、市内に存する倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去工事の実施に係る費用の一部補助に関し必要な事項を定めることにより、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀、組積造の塀その他これらに類する塀（塀に付随する門柱、門扉、フェンス、基礎等であって、当該塀と構造的に独立していないもの（以下「門等」という。）を含む。）をいう。

(2) 道路等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条に規定する道路並びに公園及び広場等（不特定多数の市民の通行の用又は利用に供しているものに限る。）をいう。

(3) 敷地 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 1 号に規定する敷地並びに公園及び広場等（公園及び広場等においては、当該用途に供する一団の土地）をいう。

(4) 撤去工事 ブロック塀等を撤去（門等のみの撤去を除く。）することをいう。

(5) 申請者 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者をいう。

第2章 補助事業

(対象ブロック塀等)

第3条 補助対象となるブロック塀等の部分（以下「対象ブロック塀等」という。）は、札幌市内に存するブロック塀等であって、次に掲げる要件に全て該当するものとする。

(1) 地震時に倒壊のおそれがあり、市民の通行に危険を及ぼすおそれのあるもの

(2) ブロック塀等に面する道路等（以下「前面道路等」という。）に並行して面しているもの

(3) 前面道路等の路面若しくは地盤面（以下「路面等」という。）又は敷地の地盤面からの高さ（門等を除く部分の高さとする。）が80 cm以上のもの

(4) 前面道路等からの高さが、当該前面道路等の境界線から当該ブロック塀等までの水平距離を超えるもの

(5) 複数の者が共同で所有するもの（以下「共有物」という。）にあつては、第7条の申請に関し、第4条に規定する申請者以外の所有者全員の同意があるもの

(6) 撤去工事に関し、国、地方公共団体その他これらに準ずる団体（独立行政法人、地方公共団体が設立した地方独立行政法人及び国若しくは地方公共団体が設立又は出資等に関わる法人等をいう。以下同じ。）から補助金等の交付を受けないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が撤去の必要があると認める場合は、当該ブロック塀等を対象ブロック塀等とすることができる。

(補助対象者)

第4条 申請者は、次に掲げる要件に全て該当する者とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

- (1) 対象ブロック塀等の所有者（対象ブロック塀等が共有物である場合にはその代表者）
- (2) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体以外の者
- (3) 札幌市の市税を滞納していない者
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者には該当しない者

(補助対象となる撤去工事)

第5条 補助対象となる撤去工事は、次に掲げる要件に全て該当するものとする。

- (1) 対象ブロック塀等全てについて、原則として前面道路等の路面等まで撤去する（擁壁部分を除く。）もの。ただし、前面道路等の通行の安全上支障があるなど、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
- (2) 撤去工事完了後、対象ブロック塀等以外のブロック塀等を残置する場合は、安全性が損なわれないよう必要に応じた措置を講ずるもの
- (3) 撤去工事にあたり、前面道路等の安全性が損なわれないよう必要に応じた措置を講ずるもの
- (4) 申請者以外の者に請け負わせるもの

(補助金の交付額)

第6条 市長は、第7条第1項の規定により申請を受けた場合においては、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 補助金の交付額は、対象ブロック塀等が存する敷地について、次の各号に定める額のうち、いずれか低い額以内とする。

(1) 前条第1号に規定する撤去工事に要する費用(消費税等相当額を除く。)に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。)

(2) 対象ブロック塀等の長さ(単位はメートルとし、小数第2位を切り捨てるものとする)に13,000円を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。)

(3) 10万円

3 補助金の交付は、同一敷地内の対象ブロック塀等について一回までとする。

第3章 手続き

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、撤去工事を実施する前に補助金交付申請書(様式1)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 申請者が個人の場合にあつては官公署から発行された申請者の身分を証明できる書類(申請時において有効なもの、以下「本人確認書類」という。)の写し、申請者が法人の場合にあつては法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書、発行から3ヵ月以内のもの)及び印鑑登録証明書(発行から3ヵ月以内のもの)、申請者が法人格を有しない団体の場合にあつては代表者の本人確認書類の写し

(2) 申請者が個人又は法人の場合にあつては納税証明書(指名願)(交付申請を行う年度に発行したもの)、申請者が法人格を有しない団体の場合にあつては本市に納税義務がない旨の申出書

- (3) 対象ブロック塀等が存する敷地の登記事項証明書（表題部、権利部が明示されているもので、発行から3ヵ月以内のもの）
- (4) 安全性チェックリスト（様式2）
- (5) 対象ブロック塀等の写真等（対象ブロック塀等の高さ、長さ、形状及び擁壁の有無並びに安全性チェックリストの内容等対象ブロック塀等の概要を示すもの）
- (6) 対象ブロック塀等の敷地内の配置及び撤去工事の施工範囲を明示した図面等（基礎部分を前面道路等の路面等まで撤去しない場合においては、前面道路等の通行の安全性が損なわれないよう行う措置の内容を明示したもの）
- (7) 工事施工者からの見積書の写し（第5条第1号に規定する撤去工事に要する費用を明示したもの）
- (8) 対象ブロック塀等が共有物の場合にあつては、申請者以外の所有者全員の合意がある旨を証する書類（作成から6ヵ月以内のもの）
- (9) 対象ブロック塀等の所有者が、対象ブロック塀等が存する敷地の所有者と異なる場合にあつては、当該敷地の所有者の合意がある旨を証する書類（作成から6ヵ月以内のもの）
- (10) 誓約書（様式3）
- (11) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査の上補助金の交付の可否を決定し、交付することを決定した場合は補助金交付決定通知書（様式4）により、交付しないことを決定した場合は補助金不交付決定通知書（様式5）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の

交付について条件を付することができる。

3 申請者は、第1項の補助金交付決定通知書の交付を受ける前に当該交付申請に係る撤去工事に着手し、又はこれに係る請負契約を締結してはならない。

4 申請者は、第1項の補助金交付決定通知書の内容及びこれに付した条件に従い、適切に撤去工事を行わなければならない。

(撤去工事の取止め)

第9条 申請者は、第7条の申請後に撤去工事を中止する場合は、速やかに取止届(様式6)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、第8条第1項の補助金交付決定通知書の交付後に前項の届出を受けたときは、交付決定を取り消し、補助金交付決定取消等通知書(様式7)により申請者に通知するものとする。

(撤去工事の内容変更)

第10条 申請者は、第8条第1項の補助金交付決定通知書の交付を受けた後、撤去工事の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書(様式8)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、当初の目的を変更せず、かつ、補助金の交付額に変更を生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 変更後の撤去工事に要する費用の見積書の写し

(2) 変更後の撤去工事の内容を表す書類、図面等(当初及び変更内容を明示したもの)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第8条第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(申請者の変更)

第11条 第7条の申請後に申請者を変更する場合は、新たな申請者は、速や

かに申請者の変更申請書（様式9）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1）申請者が変更したことを証する書類

（2）新たな申請者が個人の場合にあつては本人確認書類の写し、新たな申請者が法人の場合にあつては法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書、発行から3ヵ月以内のもの）及び印鑑登録証明書（発行から3ヵ月以内のもの）、新たな申請者が法人格を有しない団体の場合にあつては代表者の本人確認書類の写し

（3）新たな申請者が個人又は法人の場合にあつては納税証明書（指名願）（交付申請を行う年度に発行したもの）、新たな申請者が法人格を有しない団体の場合にあつては本市に納税義務がない旨の申出書

（4）誓約書（様式3）

（5）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、新たな申請者が第4条に適合している場合は、申請者の変更承認書（様式10）により新たな申請者に通知するものとする。

（撤去工事の完了報告）

第12条 申請者は、撤去工事が完了したときは、完了報告書（様式11）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1）施工状況がわかる施工写真（撤去中、撤去後の状況がわかるもの）

（2）工事施工者と締結した工事契約書の写し

（3）撤去工事に要した費用に係る工事施工者の領収書の写し

（4）預金通帳等の写し（口座番号や名義等が明示されているもの）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更については、前項の報告に併せ、その内容を報告するものとする。

3 申請者の住所、氏名に変更があった場合は、第1項の報告に併せ、変更したことを証する書類を添えなければならない。

4 市長は、第1項の報告を受けたときは、当該報告の内容を審査し、実施された撤去工事が第8条又は第10条で準用する第8条の規定により付した条件に適合していた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式12)により申請者に通知するとともに、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定を取り消し、又は補助金を減ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき

(3) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の取消し等を行ったときは、補助金交付決定取消等通知書(様式7)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の取消し等を行った場合において、申請者に対して既に補助金を交付していたときは、補助金返還命令書(様式13)により、期限を定めて申請者に返還を命じるものとする。

第4章 雑則

(調査に対する協力)

第15条 申請者は、申請した撤去工事に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第16条 この補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓示第24号）に定めるところによる。

(委任)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

要綱様式

様式	名称	要綱関係条項
様式 1	補助金交付申請書	第 7 条
様式 2	安全性チェックリスト	第 7 条
様式 3	誓約書	第 7 条、第 11 条
様式 4	補助金交付決定通知書	第 8 条
様式 5	補助金不交付決定通知書	第 8 条
様式 6	取止届	第 9 条
様式 7	補助金交付決定取消等通知書	第 9 条、第 13 条
様式 8	補助金交付変更申請書	第 10 条
様式 9	申請者の変更申請書	第 11 条
様式 10	申請者の変更承認書	第 11 条
様式 11	完了報告書	第 12 条
様式 12	補助金額確定通知書	第 12 条
様式 13	補助金返還命令書	第 14 条
参考様式 1	ブロック塀等撤去工事に同意した旨の申出書	第 7 条
参考様式 2	札幌市に納税義務がない旨の申出書	第 7 条